

(表)

屋外広告物安全点検報告書

広告物の種類			
設置場所			
設置年月日	年 月 日	許可番号	第 号
点検実施日	年 月 日		
点検箇所	点 検 項 目	異常の有・無	補 修 の 概 要
上 基 部 礎 構 部 造 ・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有・無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きの隙間、支柱ぐらつき	有・無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有・無	
支 持 部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有・無	
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有・無	
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有・無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有・無	
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有・無	
広 告 板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有・無	
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有・無	
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有・無	
照 明 装 置	1 照明装置の不点灯、不発光	有・無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有・無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有・無	
そ の 他	1 附属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけその他附属品）の腐食、破損	有・無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有・無	
	3 その他点検した事項（ ）	有・無	

上記のとおり点検結果を報告します。

年 月 日

点検者 住 所

氏 名

電 話 ()

日光市長 様

備考 広告物の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は、「補修の概要」欄に斜線を引くこと。

記載上の注意事項

- 1 本報告書の作成は、日光市屋外広告物条例施行規則第 21 条各号に掲げる広告物（置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両又は船舶に表示される広告物。以下「簡易広告物」という。）を除く、更新又は変更の許可を申請する全ての広告物又は掲出物件が対象になります。
- 2 「広告物の種類」には、簡易広告物を除く、更新又は変更の許可を申請する広告物又は掲出物件の全ての種類を記載してください。
- 3 「設置年月日」には、当該広告物又は掲出物件を設置した年月日を記載してください。
- 4 「点検年月日」は、更新又は変更の許可申請書を提出する日前 3 か月以内にしてください。
- 5 点検及び報告書の作成は、以下の者が行わなければなりません。

また、点検及び報告書を作成した者の資格を証する書類を、申請書に添付して提出してください。

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者（屋外広告士）
- (2) 栃木県の屋外広告物講習会修了者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の屋外広告物講習会修了者
- (4) 広告美術仕上げについて、職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (5) 管理者資格認定書の交付を受けた者
- (6) （一社）日本屋外広告業団体連合会又は（公社）日本サイン協会が実施する屋外広告物点検技能講習を修了した者

- 6 点検者は、各点検項目に沿って点検し、異常の有無を○で囲んでください。また、異常有りの場合は、補修し、「補修の概要」に記載してください。

なお、異常有りでも補修を行わない場合は、日光市屋外広告物条例第 11 条各号に掲げる「禁止広告物」に該当するものとして更新又は変更が認められないことがあるため留意してください。